

新任消防署職員研修細目

(総則)

この細目は、浜松市消防職員研修訓練要綱(平成15年浜消達第37号、以下「要綱」という。)第19条の規定に基づき、同要綱第6条に定める所属研修のうち、新任消防署職員研修(以下「新任研修」という。)を実施するに当たって必要な細目を定める。

(新任研修の種類)

新任研修は、採用後、1年未満の消防署職員(以下「新任職員」という。)に対し実施するものとし、次のとおり区分する。

- 1 要綱第7条第1号による教育訓練を修了した新任職員に対する研修(以下「1号研修」という。)
- 2 その他の新任職員に対する研修(以下「2号研修」という。)

(1号研修)

1号研修は、次により行うものとする。

1 研修実施期間

教育訓練を修了し、消防署に配属された日から当該年度末までの間とする。

2 研修の内容

職務を遂行するために必要な事項に係る実務教育とし、研修内容は別表第1のとおりとする。

(2号研修)

2号研修は、次により行うものとする。

1 研修実施期間

消防署に配属された日から当該年度末までの間とする。

2 研修の内容

職務を遂行するために必要な事項に係る実務教育及び基礎的な座学による教育及び実技による教育とし、研修内容は別表第2のとおりとする。

(研修担当者)

要綱第6条第2項の研修担当者は、副署長とする。

(講師の指名)

研修担当者は、新任研修の計画を樹立し、研修を指導する科目ごとの講師(以下「講師」という。)を指名し、指導に当たらせるものとする。

- 1 研修担当者は、講師を指名した場合は、その旨を署長に報告するものとする。
- 2 講師は、消防士長以上の階級にある者とする。

(指導方法及び内容)

講師は、指導に当たっては、消防教科書等を使用するものとする。

(受講者の義務)

- 1 新任研修を受講する職員は、講師の指示に従い、誠実に研修を受けなければならない。
- 2 新任研修を受講した職員は、研修により取得した知識、技術等を積極的に職務に反映させるとともに、常に自己研鑽に努めなければならない。

(研修結果報告)

研修担当者は、研修結果報告書により署長に報告するものとする。

- 1 講師は、別表第3に基づき、研修の結果を評価するものとする。
- 2 研修結果報告書は、次のとおりとする。
 - (1) 1号研修は、第1号様式によるものとする。
 - (2) 2号研修は、第2号様式によるものとする。

附 則

この細目は平成15年10月24日から施行する。

1号研修

	教 科 目	内 容		
実務教育	実 務 研 修	消防署職員に対する 基礎的な庶務・予防・ 警防業務	庶務業務	服務倫理 文書事務 広聴事務
			予防業務	予防法規 査察 消防設備規制 危険物規制 原因調査
			警防業務	乗車車両機器取扱訓練 消防活動訓練 救助救出訓練

2号研修

	教 科 目	内 容		
座学における教育	消 防 法	消防学校初任教育に準じた基本的な内容とする。		消防学校初任教育に準じた基礎的な内容とする。
	消 防 制 度			
	服 務			
	勤 務			
	予 防			
	危 険 物			
	消 防 用 設 備			
	査 察			
	建 築			
	安 全 管 理			
	火 災 防 ぎ よ			
	火 災 調 査			
	消 防 機 械 器 具			
	消 防 ポ ン プ			
実技による教育	訓 練 礼 式	消防訓練礼式の基準		消防学校初任教育に準じた基礎的な内容とする。
	ポ ン プ 操 法	消防救助操法の基準		
	救 助 訓 練	消防体操		
	機 器 取 扱 訓 練	基礎体力づくり		
	体 育	による。		
実務教育	実 務 研 修	消防署職員に対する基礎的な庶務・予防・警防業務	庶務業務	服務倫理 文書事務 広聴事務
			予防業務	予防法規 査察 消防設備規制 危険物規制 原因調査
			警防業務	乗車車両機器取扱訓練 消防活動訓練 救助救出訓練

研 修 評 価 表

5	4	3	2	1
把握が出来ており、満足できる。	おおむね把握が出来ており、満足できる	ほぼ満足できる	あと少し努力すれば、満足できる。	相当努力しなければならない。

(あて先) 署 長

研修担当者

印

新任研修結果報告(1号研修)について

新任消防職員研修細目に基づき、消防士 に係る1号研修実施結果を下記のとおり報告
 します。

記

	教 科 目	内 容		研修時間数	評価	講師印
実務教育	実 務 研 修	庶務業務	服務倫理			
			文書事務			
			公聴事務			
		予防業務	予防法規			
			査察			
			消防設備規制			
			危険物規制			
			原因調査			
		警防業務	乗車車両機器取扱訓練			
			消防活動訓練			
			救助救出訓練			

(あて先) 署 長

研修担当者

印

新任研修結果報告(2号研修)について

新任消防職員研修細目に基づき、消防士 に係る2号研修実施結果を下記のとおり報告
 します。

記

	教 科 目	内 容	研修時間数	評価	講師印
座学にお ける教育	消 防 法	用語の定義、火災の警戒、消火の活動など			
	消 防 制 度	消防組織法、			
	服 務	地方自治法、地方公務員法など			
	勤 務	職員の義務、責任など			
	予 防	防火管理の意義、消防広報など			
	危 険 物	消防法上の危険物の定義、			
	消 防 用 設 備	消防用設備等の種類、設置単位の判定など			
	査 察	火災の予防(消防法第4条関係) 心構えなど			
	建 築	用語の定義、防火に関する事項など			
	安 全 管 理	目的と必要性、安全管理の意識向上など			
	火 災 防 ぎ よ	火災の定義、火災防ぎよの意義など			
	火 災 調 査	権限と義務、火災種別、出火原因分類など			
	消 防 機 械 器 具	緊急自動車としての要件、各種器具の名称など			
消 防 ポ ン プ	ポンプの定義、構造、放水量等の計算など				
実技によ る教育	訓 練 礼 式	各個訓練、通常点検、敬礼の仕方など			
	ポ ン プ 操 法	ホースの巻き方、ホースの延長方法			
	救 助 訓 練	基本結索、ロープの巻き方、器具結索など			
	機 器 取 扱 訓 練	三連はしご、空気呼吸器の取扱など			
	体 育	消防体操、			
実務教育	実 務 研 修	服 務 倫 理			
		庶 務 業 務	文 書 事 務		
		公 聴 事 務			
	予 防 業 務	予 防 法 規			

			查察			
			消防設備規制			
			危険物規制			
			原因調査			
		警防業務	乗車車両機器取扱訓練			
			消防活動訓練			
			救助救出訓練			